解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十一月十三日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月四日

北海道夕張市社光六番地　夕張炭鉱病院内

社団法人夕張市医師会

代表清算人　中條　俊博

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十五年十二月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年二月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月四日

東京都千代田区神田錦町一丁目一七番地の八

財団法人信行社

代表清算人　志邨　節子

解散公告（第二回）

当公社は、平成二十五年十二月二十七日島根県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月四日

島根県益田市常盤町一番一号

益田市土地開発公社

代表清算人　平谷　伸吾

解散公告（第三回）

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月四日

広島県府中市上下町上下一二一七番地の一

財団法人日中教育文化交流基金

代表清算人　福崎　裕夫

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十五年五月二十五日開催の理事会及び評議員会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十六年一月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年二月四日

愛媛県八幡浜市北浜一丁目四番一八号

財団法人八幡浜勤労福祉会館

代表清算人　兵頭　定雄

配当公告

静岡県藤枝市潮三三一番地の一

破産者　株式会社ひの機工

右の者に対する静岡地方裁判所平成二十五年（フ）第一七一号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

（一般債権）金一一一、一六四、八五〇円

一、配当することのできる金額

（一般債権）金二七、五四〇、五七八円

平成二十六年二月四日

静岡市駿河区八幡二丁目四番一六号伊伝八幡ビル二階

破産管財人　幸山　秀明

配当公告

愛知県愛西市日置町本郷一二八八番地一

破産者　神田　晴海

右の者に対する名古屋地方裁判所平成二十三年（フ）第三一四三号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額

金二一一、六三五、八三一円

一、配当することのできる金額

金五一、〇七四、〇七五円

平成二十六年二月四日

名古屋市中区丸の内三丁目一五番三号ＴＣＦ丸の内ビル一〇階

破産管財人　奥村　哲司

配当公告

三重県松阪市川井町七二五番地三

破産者　松阪土建株式会社

右の者に対する津地方裁判所松阪支部平成二十五年（フ）第一五号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金二六四、〇〇一、〇一〇円

一、配当することのできる金額

金六三、三四〇、二五四円

平成二十六年二月四日

三重県津市丸之内養正町四ー一　森永三重ビル二階

破産管財人　室木　徹亮

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県喜多方市字三丁目四八二九番地、最後の住所福島県大沼郡三島町宮下坂ノ下六五九

被相続人　亡　小荒井伸克

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月四日

福島県会津若松市西栄町一番七九号　サタケテナントビル二階

相続財産管理人　弁護士　川瀬　裕之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都青梅市柚木町一丁目一一八番地、最後の住所埼玉県蕨市北町一丁目二五番一二号　蕨ユーアイハイツ四一五号

被相続人　亡　中村　正美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月四日

埼玉県久喜市栗原二丁目九番地三〇　石田晴久法律事務所

相続財産管理人　弁護士　石田　晴久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡湯梨浜町大字久留六七番地、最後の住所東京都新宿区西早稲田三丁目三一番六ー一一〇二号

被相続人　亡　荒石　朋美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月四日

東京都千代田区麹町二ー一二ー一グレンパーク半蔵門五〇一菅野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　菅野　光明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県瀬戸内市邑久町山田庄五三七番地、最後の住所東京都江東区北砂五丁目二〇番七ー二二七号　被相続人　亡　堀野　節夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月四日

事務所東京都新宿区新宿一ー二八ー四新宿村田ビル二階野田記念法律事務所

相続財産管理人　弁護士　相原　佳子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江戸川区平井六丁目一七〇三番地、最後の住所東京都江戸川区平井六丁目二番一五号　被相続人　亡　嶋村　誠

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年二月四日

事務所東京都千代田区六番町一五番二号鳳翔ビル三階Ａみつば総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　安藤　真一

第12期決算公告

平成26年2月4日

東京都新宿区新宿二丁目13番10号

株式会社エコスポット・ソリューションズ

代表取締役　圓子　雄

貸借対照表の要旨

（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	138,502
	固定資産	1,022
	合計	139,524
負債及び純資産の部	流動負債	290,193
	固定負債	2,117
	株主資本	△152,785
	資本金	200,000
	利益剰余金	△352,785
	その他利益剰余金	△352,785
	（うち当期純損失）	(63,653)
	合計	139,524